

市町村の避難情報発令に係る支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、集中豪雨等による土砂災害や洪水から住民の生命及び身体を守るため、市町村長が避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）（以下「避難情報」という。）の発令を的確に行えるよう、県が市町村に対して行う総合的な支援について必要な事項を定める。

(避難情報発令判断支援班の設置)

第2条 大分県災害対策本部にあっては総合調整室情報収集班長、大分県災害警戒本部にあっては情報室長及び大分県災害対策連絡室にあっては室長の任にある者並びに平常時は防災対策企画課長（以下「情報収集班長等」という。）は、次の各号に掲げる基準に該当したときは、市町村の避難情報発令及び解除に係る判断を支援するため、避難情報発令判断支援班（以下「支援班」という。）を設置する。

- (1) 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大分県土砂災害危険度情報のレベル1（黄）以上が出現したとき、又は、気象庁が提供する土砂災害警戒判定メッシュ情報の警戒（赤）以上が出現したとき
 - (2) 洪水警報が発表され、かつ、県管理河川の水位が避難判断水位を超える見込みがあるとき
 - (3) 夜間から明け方にかけて台風や激しい雨をもたらす雨雲等の接近・通過が見込まれ、前各号に掲げる基準に該当することが予見される等、市町村への避難情報発令支援を早期に開始する必要があると判断したとき
- 2 支援班長は、支援班を設置したときは、その旨を別紙様式1により各市町村及び大分地方気象台へ通知する。

(支援班の業務)

第3条 支援班は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 市町村への避難情報発令の判断材料となるよりきめ細かな防災気象情報等の提供及び解説に関すること
- (2) 市町村の住民避難に係る対応状況の把握などに関すること
- (3) その他、市町村の避難情報の発令及び解除に係る支援に関すること

(支援班の組織)

第4条 支援班に、支援班長及び支援班員を置く。

- 2 支援班長は、情報収集班長等をもって充てる。ただし、情報収集班長等が業務に従事できない場合は、大分県災害対策本部にあっては総合調整室情報収集副班長、大分県災害警戒本部にあっては情報副室長及び大分県災害対策連絡室にあっては副室長の任にある者並びに平常時は防災対策企画課防災推進班総括がその職務を代理する。
- 3 支援班員は、次の各号に掲げる職員をもって充てる。
 - (1) 大分県災害対策本部にあっては総合調整室情報収集班員、大分県災害警戒本部にあっては情報室員及び大分県災害対策連絡室にあっては室員並びに平常時は防災対策企画課員で情報収集班長等が指名した者（以下「情報収集班員等支援班員」という。）1名以上
 - (2) 洪水警報が発表され、かつ、県管理河川の水位が避難判断水位を超える見込みがあるときに防災センターで支援班業務に従事する河川課職員（以下「河川課支援班員」という。）1名

(3) 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大分県土砂災害危険度情報のレベル1（黄）以上が出現したときに砂防課執務室等で支援班業務に従事する砂防課職員（以下「砂防課支援班員」という。）1名

なお、2以上の市町村で大分県土砂災害危険度情報のレベル2（橙）以上が出現したときは防災センターで支援班業務に従事するものとする。

(4) 大分地方気象台長の判断により派遣される職員又は第7条に基づき派遣される職員（以下「大分地方気象台支援班員」という。）1名以上

4 支援班長は、防災センターで支援班業務に従事する河川課支援班員又は砂防課支援班員から、河川課又は砂防課執務室等で支援班業務に従事したい旨の申出があれば、その時点での気象状況等を踏まえ、各執務室等で支援班業務に従事することを認めることができる。

5 支援班長は、気象状況や災害発生などの状況を踏まえ専門的な知見や体制強化が必要と判断したときは、河川課支援班員及び砂防課支援班員を防災センターで支援班業務に従事させることができる。

（支援班員の業務）

第5条 支援班員は、次の各号に掲げる事項を別表1の区分に応じて実施する。

2 前項の業務実施にあたり提供できる資料がある場合は、事前に一斉指令装置又はFAX等により送付する。

（避難情報発令の働きかけ）

第6条 防災局長、又は支援班長は、今後の気象状況や県内の被害状況、避難情報の発令状況等を総合的に勘案して、避難情報を発令すべき状況にあると判断したときは、当該市町村に対して避難情報の発令を働きかけるものとする。

2 前項の規定による避難情報発令の働きかけは、電話又は文書の発出により行うものとする。

（支援班の体制強化）

第7条 支援班長は、市町村に対する支援体制の強化が必要と判断したときは、防災局長の承認を得て、「防災情報に関する相互協力の申し合わせ」（平成26年12月10日締結）に基づき、大分地方気象台長に対して職員の派遣を要請するものとする。

（支援班の解散）

第8条 支援班長は、気象警報や避難情報が解除されるなど、市町村の避難情報の発令及び解除に係る判断を支援する必要がなくなったと判断した場合は、支援班を解散する。

2 情報収集班長等は、前項に基づき支援班が解散されたときは、その旨を別紙様式2により各市町村及び大分地方気象台へ通知する。

（平常時の業務）

第9条 防災対策企画課長は、災害時に市町村が避難情報の発令の判断を的確に行えるよう、大分地方気象台、河川課及び砂防課と協力し、市町村に対して避難情報の判断基準の設定又は見直しに係る技術的な助言や防災気象情報を適切に利活用するための研修等を行うものとする。

2 防災対策企画課長は、災害時に支援班が円滑に業務を遂行できるよう、大分地方気象台、河川課及び砂防課との意見交換会等の定期的な開催に努める。

附則

- 1 この要項は平成28年3月30日から施行する。
- 2 この要項は平成30年4月1日から施行する。

題名を「市町村の避難勧告等の発令等に係る支援要綱」から「市町村の避難情報発令に係る支援要綱」に改める。

別表1（第4条関係）

| 区 分 | 役 割 |
|-----------------|---|
| 情報収集班員等 支援班員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 雨量や河川水位の観測情報、気象庁が提供する大雨警報（浸水害）及び洪水警報の危険度分布、土砂災害警戒判定メッシュ情報等の監視 2. 気象情報の収集（大分地方气象台との連携を含む。） 3. 市町村への避難情報発令の判断材料となる情報の提供及び解説 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の降雨等の予測や特に警戒が必要な地域等に関するより詳細な情報 ・県内の被害や避難情報の発令状況 ・その他、大分地方气象台、河川課及び砂防課が有する情報 4. 市町村の住民避難に係る対応状況の把握 5. その他、市町村の避難情報の発令及び解除に係る支援 6. 上記1～5について、支援班長、各支援班員、河川課、砂防課との情報共有 7. 支援班の活動内容の記録 |
| 河川課支援班員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 河川水位の観測情報の監視 2. 水防計画に基づく市町村への通知・伝達内容の確認 3. 洪水に係る避難情報発令の判断材料となる情報の収集 4. その他、市町村への避難情報発令の判断材料となる情報の提供及び解説 <ul style="list-style-type: none"> ・県管理河川の堤防等施設の状況（浸透、浸食箇所の有無、破堤等） 5. 上記1～4について、支援班長及び情報収集班員等支援班員との情報共有 6. 防災センター外で支援班業務に従事したときの活動内容の記録 |
| 砂防課支援班員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 雨量の観測情報及び大分県土砂災害危険度情報の監視 2. 砂防課が市町村に提供した避難情報発令の判断材料となる情報の確認 3. 土砂災害に係る避難情報発令の判断材料となる情報の収集 4. その他、市町村への避難情報発令の判断材料となる情報の提供及び解説 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の危険度が高い自治会等の情報 5. 上記1～4について、支援班長及び情報収集班員等支援班員との情報共有 6. 防災センター外で支援班業務に従事したときの活動内容の記録 |
| 大分地方气象台 支援班員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部（地区災害対策本部を含む）等及び市町村への気象解説 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の降雨等の予測や特に警戒が必要な地域等に関するより詳細な情報 2. 大分地方气象台との情報共有（気象情報、市町村の避難情報や被害情報など） 3. 上記1～2について、支援班長及び情報収集班員等支援班員との情報共有 |

各市町村防災担当課 御中
大分地方気象台 御中

平成 年 月 日

大分県災害対策連絡室
大分県災害警戒本部
大分県災害対策本部

「避難情報発令判断支援班」の設置について

県では、「市町村の避難情報発令に係る支援要綱」に基づき、大分県防災センター内に「避難情報発令判断支援班」を、本日 時 分に設置しましたのでお知らせします。

《該当基準》

- 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報の警戒（赤）以上が出現したため
- 洪水警報が発表され、かつ、県管理河川水位が避難判断水位を超える見込みがあるため
- 台風等であらかじめ上記基準に該当することが予見されるため

《連絡先》

- ① 097-506-2521
- ② 097-506-2512

各市町村防災担当課 御中

大分地方気象台 御中

平成 年 月 日

大分県災害対策連絡室

大分県災害警戒本部

大分県災害対策本部

「避難情報発令判断支援班」の解散について

大分県防災センター内に設置していました「避難情報発令判断支援班」を、
本日 時 分に解散しましたのでお知らせします。

《連絡先》

0 9 7 - 5 0 6 - 3 1 5 5